

医療用品 (2) 縫合糸
高度管理医療機器 ポリエステル縫合糸 JMDN:13906000

ポリエステル

再使用禁止

【警告】

<使用方法>

1. 使用部位によっては創傷裂開の危険があるので、使用者は外科的手法、テクニック及び縫合糸について熟知していること。
2. 汚染あるいは感染した創傷部位に使用する場合は、適切な外科的処置を行うこと。[創傷部位が感染する可能性があるため]
3. 縫合糸が尿管や胆管内の塩類と長時間接触すると結石が形成されることがあるので注意すること。

【禁忌・禁止】

<適用対象(患者)>

1. 本品に感作又は金属アレルギーを示す患者には使用しないこと。【形状・構造及び原理等】4参照】

<使用方法>

1. 本品は非吸収性であるが、生体内では長期の分解が進み、徐々に抗張力が低下するので、恒久的に抗張力を必要とする部位には使用しないこと。
2. 再使用、再滅菌禁止。[製品の劣化や二次汚染のリスクが発生し、患者及び使用者への血液由来病原体による感染又は伝染を引き起こす可能性があるため]

【形状・構造及び原理等】

1. 本品は非吸収性縫合糸でEOG滅菌済み品である。
2. 本品には識別可能のように染色された緑と非染色(白)があり、糸のみのカット糸と糸付針がある。
3. 糸付針においては、一般的な糸付針の他にリタッチ針(糸と針の取り外し可能)がある。
4. 主原料
 - 1) 糸:ポリエステル
 - 2) 針:ステンレス
5. 構造等

糸号数	直径(mm)
7-0	0.050~0.069
6-0	0.070~0.099
5-0	0.100~0.149
4-0	0.150~0.199
3-0	0.200~0.249
2-0	0.300~0.339
1-0	0.350~0.399
1	0.400~0.499
2	0.500~0.599

6. 原理

糸固有の抗張力により縫合・結紉・支持する。

本品は非吸収性であるが、生体内で本品の劣化が進行することにより、縫合糸の経時抗張力は徐々に低下する。

【使用目的又は効果】

手術の際、組織を縫合または結紉する目的で使用する。

【使用方法等】

一般的な縫合方法等による。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意
 - 1) 適切な品種選択を行い、通常の外科手順に従って使用すること。
 - 2) 手術に使用する針は、針折れを防ぐためにも、該当患者の組織刺通に十分な太さ、長さを持ち、手技にあったものを選択すること。
 - 3) 針先と糸針接合部の損傷を避けるために、糸針接合部の端から針先までの長さ3分の1(1/3)から2分の1(1/2)の部位で針を把持すること。[それ以外で把持すると、針折れや糸抜け、組織刺通抵抗性の上昇の恐れがあるため。]
 - 4) 針を変形させたり、傷つけたりしないこと。また、変形した針、傷ついた針は使用しないこと。[たわみや針折れの原因になるため。]

- 5) 針の破損は、手術時間の延長や再手術、異物の残留などの原因になる。
- 6) 縫合針を操作する際は、偶発的な針刺し事故を防止するために術者は細心の注意を払うこと。[汚染された針で執刀中に不注意によって針穿刺が起こると、血液性疾患の病原体の伝染につながることがある。]
- 7) 取り扱い時に糸を傷めないよう手袋、ガーゼ等で摩擦しないこと。[傷ついた縫合糸は糸切れや糸裂けが起こる恐れがあるため]
- 8) 鉗子や持針器などの手術器具で縫合糸を押しつぶしたり、器具に糸を絡めたりして糸を傷つけないこと。[傷ついた縫合糸は、糸切れや糸裂けが起こる恐れがあるため]
- 9) 縫合糸は確実に結ぶこと。また、より確実な結節を行いたい場合は1~2回多く結ぶなど、医師の経験と状況により結び方や結ぶ回数を決めること。
- 10) 使用済みの針は、内容物が何であるか明記された容器にて廃棄すること。

2. 不具合・有害事象

本品は使用に際し、以下のような不具合・有害事象が考えられる。

- 1) 重大な不具合
 - ① 糸切れ
 - ② 針折れ
 - ③ 針抜け
- 2) 重大な有害事象
 - ① ステンレス鋼の構成金属に対して過敏体质の患者でのアレルギー反応
 - ② 高齢者、栄養状態の悪い患者、衰弱した患者、癌、貧血、肥満、糖尿病、感染等で創傷治癒が遅い患者の縫合不全
 - ③ 組織を広範囲にわたり引き寄せなければならないような部位の縫合において、追加縫合等の適切な処置を施さなかった場合の縫合不全、創傷裂開
 - ④ 創傷部の感染
 - ⑤ 縫合部位での、炎症、出血、組織反応、肉芽組織やケロイドの形成又は組織液の貯留

【保管方法及び有効期間等】

1. 貯蔵・保管方法

- 1) 高温、多湿、直射日光及び水ぬれを避け、清潔な場所に室温で保管すること。
- 2) 包装材料に傷をつけたり、ピンホールを生じさせないように取り扱うこと。
- 3) 製品は改良されることがあるので、先入れ先出しを励行すること。
- 4) 開封後使用しなかったものは廃棄すること。

2. 使用期限

適切な貯蔵方法で保管する時、使用期限は製造日より5年。
「自己認証データによる。」

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】



〒959-0261 新潟県燕市吉田鴻巣96
Tel:0256-92-3582